

日本教育カウンセラー協会倫理委員会・懲罰規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人日本教育カウンセラー協会（以下、「本協会」）の倫理に関し遵守すべき事項を定めることにより、本協会の業務執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会ならびに教育カウンセラー、子育て支援教育カウンセラー、ピアヘルパーの社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は次の者に適用する。

- 1 本協会本部及び支部の役職者（理事、監事、評議員、顧問、相談役や支部の役員を含む）
- 2 本協会の個人会員（教育カウンセラー、子育て支援教育カウンセラー資格の認定を受けた者）
- 3 本協会の事務局員
- 4 本協会の賛助会員

(基本的責務)

第3条 本協会の役職者、会員、事務局員らは、本協会の目的を達成するため、法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職者、会員、事務局員らは、次の行為をしてはならない。

- 1 法令に違反する行為
- 2 セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別的言動、暴言、暴力など基本的人権尊重の精神に反する言動
- 3 個人及び団体の名誉を毀損し、またはプライバシーを侵害する言動
- 4 公私を混同し、職務やその地位を利用して不正に自己または他人の利益を図る言動
- 5 本協会が定めた倫理規程や倫理規程細則に著しく違反する言動
- 6 その他、本協会の社会的信用を損なうような言動

(違反した場合の処分)

第5条 前条の遵守事項に違反した場合の処分は、次のとおりとする。

- 1 役職者については、役職の解任、役職の一時停止、文書による戒告、口頭による注意、その他必要に応じた処分のほか個人会員としての処分
- 2 個人会員については、教育カウンセラー、子育て支援教育カウンセラー資格の認定取消し、資格の一時停止、文書による戒告、口頭による注意、その他必要に応じた処分
- 3 事務局員については、解雇、停職、減給、文書による戒告、口頭による注意、その他必要に応じた処分
- 4 賛助会員については、文書による戒告、口頭による注意、その他必要に応じた処分
- 5 処分内容は、相当性の原則により、違反行為の内容、結果の重大性、被害者の心理的負荷、事後の態度、過去の処分事案との均衡等を総合的に考慮し決定する。

第6条 本協会は前条による処分を決めるにあたり、厳正な審査を行うために倫理委員会（以下「委員会」）を設ける。

(委員会の構成)

第7条 委員会は本協会の正副会長、総務委員会委員長及び事務局長のほか理事会の推挙により選出された委員計6名によって構成する。

- 2 理事会は役職指定委員4名を除く2名の委員を選出する。
- 3 委員長は本協会会長が務める。
- 4 役職指定の4名の委員を除く委員の任期は2年とし、3期までの再任を妨げない。

- 5 いずれの委員も当事者となった場合は、委員の資格を然るべき期間、停止する。
- 6 委員長は必要に応じ学識経験者や専門家の意見を聴取したり委員会に同席させたりすることができ、また一定期間、委員として加えることもできる。

(委員会の運営)

- 第8条 委員長は議長となって、関係事案の情報提供を受けた幹事会から審議の附託を受けて委員会を開催する。
- 2 委員会は委員の3分の2の出席をもって成立するものとする。
 - 3 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、本協会副会長が委員長の職務を代理し、または委員長の職務を行う。
 - 4 委員会は関係事案にかかわる当事者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 委員会は出席委員の過半数をもって決議し、可否同数の場合、議長が決する。
 - 6 委員会に事務局次長が同席する。

(総会または理事会への報告)

- 第9条 委員長は第8条により幹事会から審議を附託された日より起算して、原則として2ヶ月以内に審議の結果を総会または理事会に報告しなければならない。
- 2 委員長は総会または理事会への報告に際し、第5条の処分案を答申するものとする。

(処分案の決定)

- 第10条 役員(理事、監事)の解任にあつては本協会の総会、それ以外については理事会が、違反行為に対する処分案を決定し、速やかに当事者に文書等にて通告する。

(不服申し立て)

- 第11条 前条で決定された処分案について、当事者から2ヶ月以内に文書による不服申し立てが行われたときは、再度、委員会は速やかに弁明の機会を設け、審議を行う。
- 2 委員会審議で前回と同じ処分案を決議したときは、それを最終の処分として当事者に速やかに文書等にて通告する。
 - 3 委員会審議の結果、前回と異なる処分案を決議したときは、第9条の通り総会または理事会に報告を行う。不服申し立て後の総会または理事会で決定された処分案は、最終の処分として当事者に速やかに文書等にて通告する。

(処分の執行)

- 第12条 処分が決定したときは、本協会は処分の内容に従って必要な手続きを速やかに開始しなければならない。

(規程の改廃)

- 第13条 本規程は、理事会の議決を経て改廃することができる。

(その他)

- 第14条 この規程に定めのない事項については、委員会が判断するものとする。

2023年3月31日 制定

2023年4月1日 施行